

伊達市立大滝小学校いじめ防止基本方針

平成30年4月2日改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義し、基準を「他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」により「対象児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と明確にした。

(2) 本校の基本認識

上記の考え方のもと、「いじめはどこの学校でも、どこの学級でも起こりうる」という認識を全教職員が持ち、いじめるは絶対に許されない行為であるという認識を学校全体に行き渡らせる。さらに、いじめられている児童の立場に立って、全力でその児童を守り、問題の解決を図らなければならない、という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく健全な学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

<いじめ防止のための基本方針>

- ①より良い人間関係を構築し、全ての子どもが安心して学校生活を送ることができる教育環境を提供し、いじめの未然防止に努める。
- ②「いじめを人間として絶対に許さない」との視点に立ち、いじめを見逃さず、毅然とした態度でいじめ根絶に向けて、教職員が一丸となって取り組む。
- ③家庭との連携や協力を通して、いじめの早期発見・早期対応による解決に取り組み、事態に応じては、地域、関係機関との連携を図り解決に当たる。
- ④いじめを受けている子どもの保護を優先し、いじめを行う子ども、はやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもに対しても指導や支援を行い、再発防止に努める。

2 いじめの未然防止のための取組

いじめ問題は、いつでも、どこでも、だれもが、被害者になったり加害者になったりする可能性がある日常的な人権問題であるという認識で、子どもの立場に立った学校経営に基づいて実効性のある指導体制を確立して臨むことが重要である。

いじめを起こさないための豊かな心を育てる道徳教育を展開するには、特に子ども達自身に、自らの生命をしっかりと見つめて生命の尊厳を自覚させていくことが大切である。特に与えられた生命、支えられている生命に対する感謝の心を育むことで、主体的に生きる生命、支えて生きる生命が活性化する。さらに有限な生命・受け継がれる生命の自覚とともに人間として生きる意味の自覚を深めるようにする。

また、スマートフォン等やインターネットによるいじめは、学校外で行われるために学校が把握しにくい場合があるが、情報モラル教育の充実させることによって防ぐことができる。また、ネットの匿名性に対する誤解の解消やメールの仕組みに関する正しい知識を与えることによって、傍観者的な位置にいる子ども達を巻き込ませないことも重要である。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ①「反いじめ4ルール」に従い行動する。
 - ア、私達は他の人をいじめません。
 - イ、私達はいじめられている人を助けます。
 - ウ、私達は一人ぼっちの人（仲間外れにされている人）を仲間に入れます。
 - エ、もし誰かがいじめられているのを見たら、学校や家の大人に話します。
 - ②全校朝会や集会において「いじめは絶対許さない」姿勢を日頃から児童に訴えていく。
 - ③あいさつ運動
 - 人と人との結びつきの基本である挨拶を中心に据え、関わりを豊かにしようとする心情を高めるためのいじめゼロを目指した児童会活動を推進する。
 - ④「全校遊び」「ハッピープレゼント」等の取組
 - 人と人との関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心を持って周囲に伝えようとする心情を高めるためのいじめゼロを目指した児童会活動を推進する。
- (2) 学習活動等の充実に努める。
- ①学習する喜びや成就感を味わわせ、進んで学習する意欲がもてるようその改善充実を図る。
 - 授業につまづいたり、放棄したりして学習意欲を失い、ストレスを強める結果になることも少なくないことから、指導法の工夫・改善を図って、学習する喜びや成就感を味わい、授業を通して心の鍛錬を図ることが大切である。
 - ②特別活動や総合的な学習の時間などにおいて、グループ学習、縦割り班の活動を通して、互いに教え合い、学び合う態度を育てる。
- (3) いじめを起こさない豊かな心を育てる道徳教育の展開に努める。
- 心の通い合う豊かな体験と道徳的価値の自覚を深める体験を重視し、道徳の時間を中核として、子ども達の道徳意識が広がり深まるように、様々な教育活動と関連させて道徳教育の充実を図る。
- ①道徳教育全体計画の見直しと4つの重点目標の設定
 - ・ 善悪を判断する態度を養い、自立心や自立性の育成
 - ・ 誰に対しても思いやりの心もち、相手の立場を尊重し、助け合う心の育成
 - ・ きまりの意義を理解し、人間として持つべき規範意識の習得
 - ・ 生命の尊さについて考えを深め、自他の生命を尊重する心の育成
 - ②心に響く道徳の授業
 - ・ 道徳の時間の学習と家庭、地域における道徳学習との関連を図る道徳学習プログラムの開発
 - ・ 体験学習と関連させた授業
 - ・ 学校参観日に道徳の授業を公開し、子ども達の心の成長や道徳的価値における意識の共有などについて、保護者との懇談、交流を行う。
 - ③命の日の集会
 - ・ 12月3日に「大切な命を守るために」、児童一人一人がしっかり考え、自分にできることを発表する。
- (4) 情報モラル・情報セキュリティに関する教育やリスク管理の教育を推進する。
- ①インターネットの利便性の裏に潜む危険性、使用する際の注意点等について、情報モラルに関する教育を全校児童に意図的・計画的に指導する。
 - ・ 携帯教室やDVD「ちょっと待って、ケータイ」（文部科学省，2008）等を活用して指導する。
 - ②家庭向けチェックリスト等の資料を保護者に配布し啓発を図る。
 - ③中学校や教育委員会と連携し、サイトパトロールを行って情報の共有を図る。

(5) 校外との連携を強化する。

①保護者・地域・関係機関との連携

- ・保護者や地域からの情報が得やすいように、保護者や地域の協力者との連絡体制を整備しておく。
- ・学校運営協議会や地域の会合、関係機関からの情報を得るため、管理職や生徒指導部との連携、協力を深めておく。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) 学級担任と児童とが、日常の交流をする中での発見

- ①どの学級にもいじめは発生するものという認識を持ち、子ども達の日々の生活や言動をきめ細かく観察する。授業中はもとより、連絡ノートや生活ノート、定期的に行っている教育相談、中休みや昼休みの触れ合いや交流等を通して発見する。
- ②いじめと疑われるケース等、いじめのサインをとらえた場合は、いじめを隠したり軽視したりせず、管理職や他の教職員に連絡・報告・相談をする。
- ③子どもや保護者等からの相談や訴えには、どんなささいなことでも誠意を持って対応する。
・危機管理の「さしすせそ」 「最悪を想って、慎重にかつ素早く、誠意をもって、組織で対応する。」
- ④担任している子どもとは一日に1回以上の関わりに努め、どの子にも目をかけ、声をかける関わりを持つことが根本姿勢であり、早期発見に繋げる。

(2) 複数の教員の目による発見

- ①学級担任のみならず全ての教職員が日頃から全体で子ども達の様子をきめ細かく把握する。
- ②各教員は、教室から職員室へ戻る経路を変えたり、児童トイレ、特別教室やグラウンド等で死角となる場所にも注意を払い、意図的・継続的な観察を根気強く行う。
- ③日常的な観察は、子ども達の行動を見て、じゃれあいや悪ふざけのようであっても、いじめの前兆であるかもしれないという危機意識を持って見過ごさない。
- ④日常的な観察では、子どもとの信頼関係に基づく対話を重視しながら巡視する。その上で、「いじめを見たら先生や大人に報告すること」「いじめの報告は、告げ口ではなく人間としてとるべき当然の行為であること」等を伝える機会と場にする。

(3) アンケート調査等による発見

- ①「いじめに関するアンケート」に学校全体で計画的に取り組む。
- ②調査の実施時期は、子ども達の間人関係に変化が訪れる時期や、不安を感じる時期、6・11・2月に行う。また、状況や実態に応じて随時行う。
- ③調査の集計に当たっては、いじめを今学期中に受けたと訴えている（いじめ被害者）はもとより、クラスに仲の良い友達がいなかったり、休み時間は独りぼっちが多いとかの訴えのある（被排斥児）、休み時間は、友達と一緒にいられなくて淋しいので嫌いだと訴えている（孤立児）の3点についてクロス集計をし、その後の経過観察等の指導に生かしていく。
- ④アンケートの集計や分析には、担任を中心に全教職員で当たるが、記述内容によっては、関係機関の助言を得る。

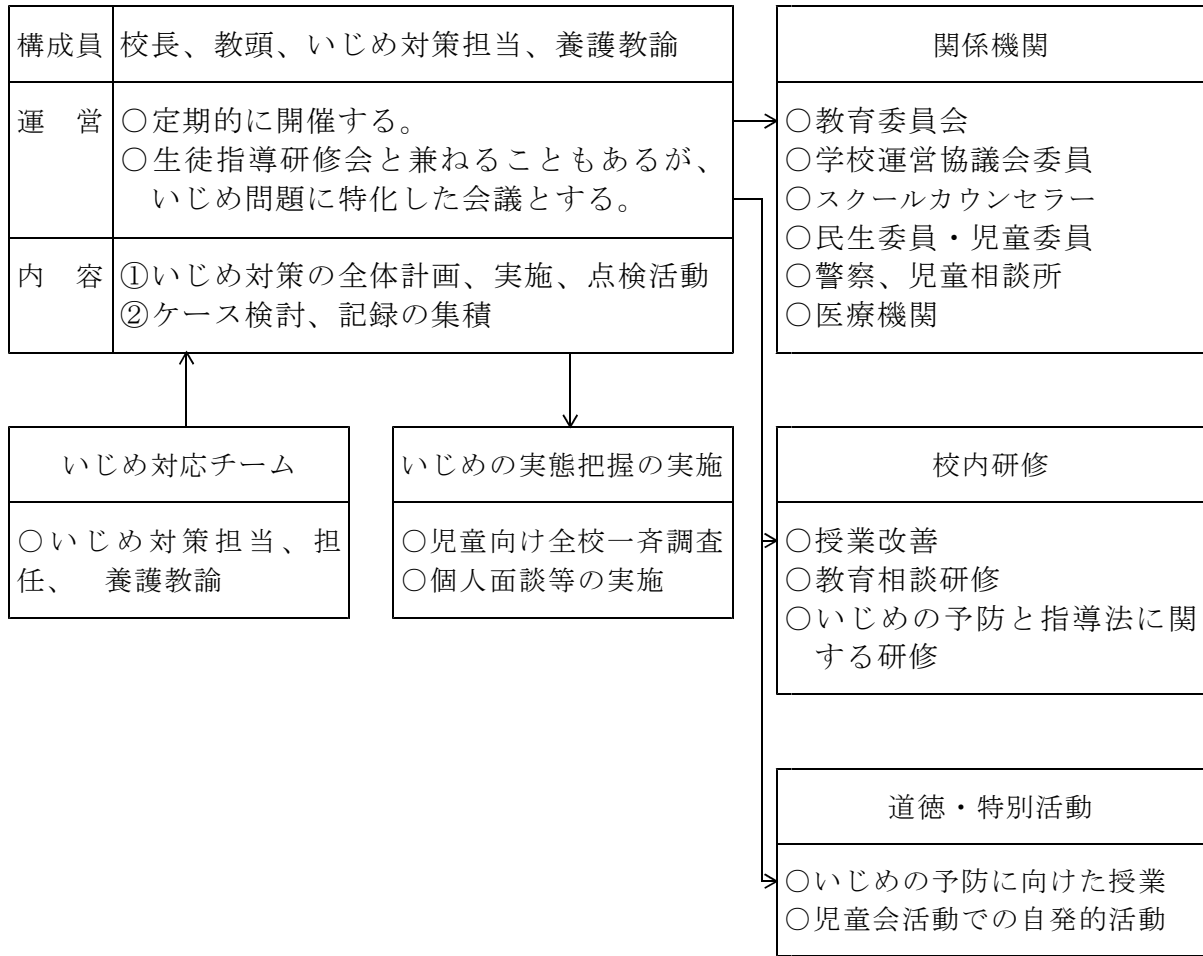
(4) 教育相談や保健室からの発見

- ①学校全体としての定期的な教育相談や子どもが希望するときに面談できる体制を確立する。

- ②本校では、学校教育の中での保健室は「心の居場所」として重視している。
養護教諭は、来室した子どもの訴えや心情を十分に受け止め、信頼され安心できる保健室の雰囲気づくりに努める。
- ③養護教諭は、いじめに関する情報をいじめ対策担当教員（指導部長）はもとより、管理職や学級担任に必要なに応じて報告・連絡・相談し、担任と協議しながら、家庭との連絡を密にして早期の解決に努める必要がある。
- (5) 児童会活動が主体となつての発見
- ①児童会活動等において、いじめ防止を訴え解決を図れるような自発的、自治的な活動に取り組めるよう支援する。
- ・あいさつ運動
 - ・「全校遊び」「ハッピープレゼント」等の取組
 - ・「いじめは絶対にゆるさない」「いじめにあったら直ぐに知らせよう」等のポスターの啓示
- (6) 保護者や地域からの情報提供による発見
- ①日頃から、学校だより等でいじめの問題に対する学校の考え方や取組みを保護者に周知し、共通認識に立っていじめの発見に協力を求める。
- ・保護者が子どもの変化を読み取れる「チェックポイント」等の啓発資料を配布する。
- ②「ネット上の書き込みに原因があるいじめ」について保護者に危機意識を抱いてもらうために、正しい情報や問題性を随時発信したり、PTA活動でスマートフォン等の正しい使い方に関する研修会を開催する。
- ③保護者には、スマートフォン等の利便性を認めつつ、子どもが持つ必要性の少ないことを考えさせながら、もし、もたせるのであるなら、家庭内でのルールづくりとともにフィルターリング機能をかけることを啓発していく。
- ④関係機関との相談と連携を図る。

4 いじめ問題に取り組むための組織

- (1) 組織的な対応をする上での基本的考え方
- いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるものとの前提のもとで、担任や一部担当で抱え込まないことが大原則である。
- ①全校でいじめ対策に同一步調で取り組む組織や約束事をつくる。
 - ②早期発見等への手立てを組織的に行い、早期対応を図れるようにする。
 - ③各学級の様子等の情報交流を密にし、学級担任を学校全体で支援する。
 - ④いじめ問題は、「チーム大滝小」で対応に当たる。
 - ⑤問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断せず、その後の経過も注意深く見守っていく。
- (2) 「チーム大滝小いじめ対策会議」の設置
- ①組織的な対応をする上での基本的考え方
- いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるものとの前提のもとで、担任や一部担当で抱え込まないことが大原則である。
- ア 全校でいじめ対策に同一步調で取り組む組織や約束事をつくる。
- イ 早期発見等への手立てを組織的に行い、早期対応を図れるようにする。
- ウ 各学級の様子等の情報交流を密にし、学級担任を学校全体で支援する。
- エ いじめ問題は、「チーム大滝小」で対応に当たる。
- オ 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断せず、その後の経過も注意深く見守っていく。



②「チーム大滝小さいじめ対策」担当の設置

チーム大滝小さいじめ対策担当は、いじめ問題について組織的に対応するための特別委員会とし、いじめ対策担当者は、生徒指導部長が兼ねる。

<チーム大滝小さいじめ対策担当の業務>

- ア 校長の指示を受け、経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- イ いじめ対策の全体計画や対応マニュアル等を立案する。
- ウ 「チーム大滝小さいじめ対策会議」を運営して会議結果を全教職員に周知し、いじめ問題の防止と対応を中心に行う。
- エ いじめに関わる教職員への相談や助言、関係機関との連絡・調整はもとより、ケースの記録集積と引継ぎを行う。

5 いじめ対策年間計画

月	実施計画	留意点等
4月	<input type="checkbox"/> 学校・学級間の情報交換、指導記録の引継ぎ <input type="checkbox"/> いじめ対策に係る共通理解、いじめ対策組織編成【職員会議】 <input type="checkbox"/> いじめ撲滅宣言（大滝小学校の決意表明）【始業式等】 <input type="checkbox"/> 学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり【学級会活動】 <input type="checkbox"/> 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発【全体懇談会】	<input type="checkbox"/> いじめの被害者・加害者の関係を確実に引継ぐ。 <input type="checkbox"/> 学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。 <input type="checkbox"/> 「ほっと」の活用
5月	<input type="checkbox"/> 教育相談の実施 <input type="checkbox"/> 校内研修「いじめの早期発見と指導の在り方」	<input type="checkbox"/> 子どもの変化を確認する。
6月 7月	<input type="checkbox"/> 「いじめアンケート」の実施と分析 <input type="checkbox"/> 運動会を通じた人間関係づくり <input type="checkbox"/> 話し合い活動「学級の諸問題」【学級会活動】	<input type="checkbox"/> 子どもたちの人間関係に変化が現れやすい時期。
夏期 休業中	<input type="checkbox"/> 伊達市教育実践交流会への参加 <input type="checkbox"/> 教育相談に係わる研修講座への参加	<input type="checkbox"/> 教師力を高める。
8月	<input type="checkbox"/> 夏休み明けの教育相談の実施	<input type="checkbox"/> 子どもの変化を確認する。
9月	<input type="checkbox"/> 参観日に道徳の授業公開 <input type="checkbox"/> 保護者との懇談、交流	
10月	<input type="checkbox"/> 学習発表会を通じた人間関係づくり	<input type="checkbox"/> 子ども主体の活動を保障し、自信をもたせるように努める。
11月	<input type="checkbox"/> 「いじめアンケート」の実施と分析 <input type="checkbox"/> 話し合い活動「学級の諸問題」【学級会活動】	<input type="checkbox"/> 子ども達の人間関係の変化に留意する。
12月	<input type="checkbox"/> 「命の日」の集会の実施 <input type="checkbox"/> 学級満足度調査 <input type="checkbox"/> 学校評価の実施→児童・保護者の意見を聞く	<input type="checkbox"/> いじめ対策を点検する。
1月	<input type="checkbox"/> 冬休み明けの教育相談	<input type="checkbox"/> 子どもの変化を確認する。
2月	<input type="checkbox"/> 「いじめアンケート」の実施と分析 <input type="checkbox"/> 話し合い活動「学級の諸問題」【学級会活動】	<input type="checkbox"/> 人間関係の不安への対応を考える。
3月	<input type="checkbox"/> 記録整理、上学年への引継ぎ情報の作成 <input type="checkbox"/> 小・中学校の情報連携のための効果的な引継ぎ	<input type="checkbox"/> いじめに関する情報を確実に引き継ぐ準備をする。